

第1回愛知県障害者施策審議会・旧ワーキンググループ・ワーキンググループ 委員・構成員意見への回答

参考資料1

NO	該当章	会議	委員・構成員意見	県回答（※）
1	第2章	WG	第2章 2 基本的考え方 基本的考え方の1障害がある人の自己決定の尊重と意思決定の支援をしますとありますが、学校教育の中で障害を持っている児童が十分なサポートや教育を受けていない場合にはどうしても受け身的な形になってしまっていて、最終的には自己決定の尊重と意思決定の支援ということに大人になってから知るのでは遅いという部分があるかと思えます。そういう意味では、学校教育の中で障害がある子供たちをどのように支えていくのかという視点も欠かせないだろうと思えますし、その中で差別がないように権利擁護をどうしていくのかということも一つ課題かなと考えています。	学校教育においては、障害のある児童生徒の教育課程に位置づけている自立活動の時間を通して、自己決定や自己実現を含む個々の課題に取り組んでいます。卒業後の自立と社会参加を踏まえ、引き続き児童生徒の障害の状態に応じた教育に取り組んでいきます。今年度、園・学校の管理職を対象に、障害ある幼児児童生徒の自己決定の尊重、意思決定の支援の重要性に焦点を当てて研修を実施しました。今後も研修等で取り上げていきたいと考えています。上記の内容を素案に反映しています。（素案P55, 58）
2	第3章	WG	第3章 2 障害のある人の状況 高次脳機能障害について【参考】として掲載していただきわかりやすくなりました。 参考資料2、第3段落目に、次回調査を行う際に検討してまいりますとのご回答もいただきありがとうございます。 この、【参考】の最後（等）に、実態等のアンケートについては次回調査を行う際にさらなる工夫を検討します。 と追記することは可能でしょうか。	御意見を踏まえ、以下の内容を素案に追記しました。 「なお、高次脳機能障害のある人の状況等を把握するため、後述する障害者基礎調査の調査方法を工夫するなど、検討してまいります。」（素案P19）
3	第3章	WG	第3章 3 障害福祉サービス等の利用状況等 (2) 日中活動系サービス サービス利用状況等 自立訓練（機能訓練）の利用者が4倍近く増えていますが、事業所の内訳（基準該当・共生型など）を教えてください。	素案24ページの利用状況等は、「利用定員×22日」で算出しています。2018年度の定員は45名（1か所）、2019年は172名（7か所）で、定員が増加したため、利用状況等も増加しています。事業所の数は、2018年が障害福祉サービス事業所1か所、2019年が障害福祉サービス事業所1か所、共生型6か所です。なお、基準該当は含んでおりません。
4	第3章	旧WG	第3章 2 障害のある人の状況を見ると、発達障害のある人は精神福祉手帳及び知的障害を伴う人も多く、中でも行動障害を伴う人は知的障害を伴う人が多いことも考慮していただきたいと思えます。 ②施策体系図（案） 3つの視点はわかりやすくて良いと思えますが、地域での情報・支援に結びつく内容を具体的に示すことができると良いと思えます。	ご意見をふまえ、2018年に実施した「成人期の発達障害のある方についての状況調査」の回答者のうち、療育手帳の交付を受けている方の割合と、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方の割合を記載しました。（素案P20） また、具体的な取組については第5章の計画期間中の取組の中に記載しております。
5	第3章	旧WG	第3章2 障害のある人の状況について ○今回記載事項（案）では、身体・知的・精神・発達・難病とあるが、高次脳機能障害についても加えていただきたい。 ①4障害者基礎調査結果とも関連し、障害者基礎調査の段階で今回少し無理に高次脳を入れ込んでいるため、前回の施策審議会でもお伝えしたが、調査への工夫も必要、必要なニーズの引き出しには今回つながっていないため、どうするかは検討の必要あり。 ②ただ、今回入れないとすると計画期間等の関係で随分次回は先になってしまうため。	御意見を踏まえ「高次脳機能障害の人の状況」を記載しております。（素案P19）
6	第3章	旧WG	第3章4 障害者基礎調査結果について ○上記同様、次回調査での工夫を記載事項内容に一行盛り込んでいただきたい。 （発達障害の方の調査で工夫をされたように工夫ができるかと思われます。）	障害者基礎調査結果については、今回行った調査の結果を記載しております。 御意見については次回調査を行う際に検討してまいります。
7	第4章	WG	第4章 展望 愛知県でも外国人が増えてきていますが、ご家族が増えたときに、障害を持ったお子さんを育てる外国の方が増えてきているのも現状かと思えます。母国語が日本語ではない人たちが、社会文化や宗教的な背景が違う方の支援をどのようにしていくのかということも今後の課題になるかと思いますので、検討していただくとよいと思えます。	御意見を踏まえ、第5章の5自立した生活の支援・意思決定支援の推進において、外国語を母語とする障害のある人への対応について、相談支援体制の充実・強化が必要であるという認識を示し、こうした課題に対応すべく第6章の6相談支援体制の充実・強化等において、計画期間の取組として、相談支援従事者研修等において、相談支援専門員の質の向上を図る旨記載しました。（素案P55, P111）
8	第4章	第1回 施策審	第4章 展望 ・新規になっているが、前世紀からのテーマである。優先順位を変えて重点事業にしてください。 ・計画の見直しは政策の見直し、政策の見直しは事業の見直し、事業の見直しは商品の見直し、商品の見直しは予算の見直し、時は金なりいつまでいくらでやるのか、ロードマップで示してほしい。	前回計画に記載の無い項目（施策体系図等）について新規として記載をしており、施策体系は国の第4次障害者基本計画の記載順としております。 施策の方向性と具体的な取組（事業）については、第8章において計画における目標を記載し、進行管理を行ってまいります。（素案P196～P201）
9	第4章	旧WG	第4章右下表<第4次障害者基本計画の「各分野における障害者施策の基本的な方向」> ○7の行政等における配慮の充実を4に統合する理由をお教えいただければと思います。	「7 行政等における配慮の充実」と「4 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」について、取組を作成するうえで類似する項目が多いため統合しております。
10	第4章	旧WG	第4章 展望②施策体系図（案）について 各分野3の防災、防犯は「安心して暮らし続ける」の категорияとし、5の自立した生活の支援・意思決定支援の推進は「自分らしく暮らし続ける」の方が良いのではないのでしょうか。 また、※の囲みにある7の行政等における配慮の充実は、4に統合とありますが、「地域に暮らし続ける」の category に入れてみてはどうでしょうか。	防災、防犯は安全安心につながる分野ではありますが、地域生活を続けるうえで、基盤となるものと捉え「地域で暮らし続ける」の category とさせていただきます。 また、自立した生活の支援・意思決定支援の推進は障害福祉サービスの充実など、自立支援に係る視点から「安心して暮らし続ける」の category とさせていただきます。 なお、「7 行政等における配慮の充実」と「4 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」について、取組を作成するうえで類似する項目が多いため統合しています。
11	第5章	WG	第5章 2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 失語症関連 「意思疎通支援においては～盲ろうや失語症など障害種別ごとの特性やニーズ配慮した～」と記載があり（H27社保審）、失語症においてもその特性に応じたコミュニケーション手段が必要です。 P40(2)【施策の方向性】には意思疎通支援の充実失語症者向けの意思疎通支援者の養成が掲げられています。 P39（追記） 【現状・課題】の「難聴、視覚障害、肢体不自由、知的障害、発達障害、ALS、高次脳機能障害等」となっていますので「失語症」についても明記をお願いします。（…失語症、高次脳機能障害等…） また、失語症に対するコミュニケーション方法について広く県民に広報・啓発を行うことが重要であり（（例）…失語症に対するコミュニケーション方法についても、リーフレットの活用等により広く県民に広報・啓発を実施します。）など、具体的な記載をお願いしたい。（P41【計画期間の取組】） (2)○手話言語及び障害特性に応じたコミュニケーション手段の普及啓発◆リーフレットの作成、に含まれているとすれば、リーフレットに確実に失語症を入れていただきたい p41（追記） (2)○障害の特性に応じたコミュニケーション手段を学習する機会の確保 失語症者については、失語症者向け意思疎通支援の養成が始まってきているように、そのコミュニケーション支援が社会的にも重視されている。しかし、疾病等により失語症になった者たちについては、まだまだ、社会参加や特に、復職や新規就労等仕事への壁は非常に大きなものがある。 ◆企業等が復職や新規採用の実施や市民団体等が開催する失語症者向け意思疎通支援に関する対応や講座を実施する場合への講師及びアドバイザーの派遣 （←アドバイザーは、失語症者向け意思疎通支援者養成などの講師を想定）	御意見を踏まえ、「現状と課題」に「失語症」を追記しました。（素案P39） 普及啓発の取組については、リーフレットの作成に含まれますので、今後作成するリーフレットについて、失語症を記載してまいります。（素案P41） 御提案いただきました、「企業等が復職や新規採用の実施や市民団体等が開催する失語症者向け意思疎通支援に関する対応や講座を実施する場合への講師及びアドバイザーの派遣」の取組については、県としても必要性を認識しておりますが、失語症者向け意思疎通支援者派遣事業を（一社）愛知県言語聴覚士会に委託して、今年度開始したところありますので、まずは、生活支援としての派遣事業を安定的に実施することから始め、委託事業者の意見も伺いながら、今後の展開を前向きに検討してまいりたいと考えております。

NO	該当章	会議	委員・構成員意見	県回答（※）
12	第5章	WG	<p>第5章 2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</p> <p>意思疎通支援では従来、聴覚・視覚障害等を中心に行われてきましたが、肢体不自由である運動機能障害(難病患者を含む)を対象としたコミュニケーションにおいても充実をはかるべきではないかと思えます。それはコミュニケーション絵本、文字盤、重度障害者用意思伝達装置の他にも、タブレット端末を使用したアプリケーションソフトウェア（以下、「アプリ」という。）を活用する方法もあり、近年では視線入力によるコミュニケーション機器を導入する方も増えてきています。</p> <p>アプリ等の身近なツールを活用してコミュニケーションをとれるようになってきていますが、障害特性に応じた支援機器やそれを操作するスイッチの選定・適合支援については専門性が高く、県内においても対応できる支援者がほとんどいない状況です。</p> <p>現状では、ITサポートセンター（なごや福祉用具プラザ）のリハビリテーション工学技師が、県内の支援者や家族等からの相談に対応をしています。が、一拠点での対応には限界があるため、医療機関のセラピスト、保健所職員、教職員等に対して、ITサポートセンターの展示場を活用して、障害特性に応じたコミュニケーション機器の基礎知識の習得、支援技術の向上を目的に、地域の拠点となり得る人材の養成研修会や支援機器の体験会を行うことも必要ではないかと考えています。</p> <p>P39（追記、例） ○情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実を図るためには、社会の中にその方法や知識が普及することが不可欠で在り、その実践を図るためには、その前段において専門的な知識や技術を持った者の養成を図り、体制の充実を図ることも必要です。</p> <p>P40（条例上に読み込める部分が不明） P41（追記：例） （2）意思疎通支援の充実 ○ICT機器の活用と意思疎通支援普及のための人材育成 ◆意思疎通支援が必要な人のためのICT活用支援 ◆意思疎通支援が必要な人の周辺の人に向けたICT活用支援 ◆ICT活用支援を充実するための支援者養成</p>	<p>県回答（※）</p> <p>御意見を踏まえ、「現状と課題」に以下を追記しています。 「そして、情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実を着実に進めるためには、障害の特性に応じたコミュニケーションに関する知識や方法が社会に浸透するよう普及啓発を図ることはもちろん、その実践が図られるよう、専門的な知識や技術を持つ者を養成し、支援体制を強化していくことが求められます。」（素案P39,40）</p> <p>「施策の方向性」については、条例に沿って作成していることから、御提案いただいた「ICT機器の活用と意思疎通支援普及のための人材育成」については、以下のとおり、「計画期間の取組」に追記する形とさせていただきますと考えております。 ・施策の方向性「障害の特性に応じたコミュニケーション手段を学習する機会の確保」の「計画期間の取組」として、「意思疎通支援が必要な人及びその支援者へのICT機器の活用支援」（素案P41）</p>
13	第5章	WG	<p>第5章 3 防災、防犯等の推進</p> <p>防災については、市町村のことになりますが、障害のある方は地震などがあつたときに情報がきちんと自分たちに届くのかということや、その中で配慮をしていただけるのかということをお大変不安に思っています。できるだけ早く防災での取組をやっていかねばならないと考えております。</p>	<p>災害時の情報アクセシビリティは生命の安全に直結するものであることから、素案において、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備の必要性を施策の方向性に掲げ、引き続き、取り組んでまいります。（素案P46）</p>
14	第5章	WG	<p>第5章 6 保健・医療の推進</p> <p>②障害を持たれた方が出産や子育てをすることも、昔に比べてかなり増えてきていると思います。ただ現状、障害と保健の連携ということが十分に行われていないために、障害を持たれた方が妊娠出産や子育てをするときに、十分な支援が受けられないという現状もあるかと思えます。そういった意味では横断的に色々な施策を考えていく必要があると思えますので、教育、産業、保健なども含めての連携が今後、大事なことになっていくのではないかと改めて思っております。そのあたり具体的に検討していただけると良いだろうと思っております。</p>	<p>障害のある人の出産・子育てについては、地域の保健・医療・福祉・教育等の連携体制のもと、市町村の支援につなげていくことが肝要と考えております。市町村において、連携体制の整備が図られるよう、県関係課の連携を図ってまいります。</p>
15	第5章	WG	<p>第5章 8 教育の振興</p> <p>高次脳機能障害児（特に小・中・高）について（現状把握）及び（質問） ①図表50において、特別支援学級は、小・中・高等学校に含まれていると解釈すればよいか？ ②今後のインクルーシブは、通常の学級、通級、特別支援学級どこを目指していくのか←図表52の＜小中学校＞・通級による指導の充実、とあるが、そう理解すればよいか？ ③発達障害や高次脳機能障害等、手帳としては「精神」の部類に入る場合の選択（肢）はどこを選ぶことになるのか、精神疾患の場合はどのような学校選択となるのかも併せて教えていただければと思います。</p>	<p>①図表50においては小・中・高等学校に特別支援学級が含まれています。 ②インクルーシブ教育システムの推進には、通級による指導の充実だけでなく、児童生徒一人ひとりの個別の教育的ニーズに対して、その時点で最も確にこたえる指導を提供できる多様な柔軟な仕組みを整備することが重要です。児童生徒一人一人の学習権を保障する観点から、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を充実していくことが必要です。 ③発達障害を含む障害のある子どもの学習の場として、通常の学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校があります。特別支援学校は、学校教育法施行令第22条の3に定められた程度の子どもの対象としており、発達障害や高次脳機能障害等における精神疾患のみの子どもの学びの場としては、通常の学級、通級指導教室、特別支援学級が考えられます。</p>
16	第5章	WG	<p>第5章 8 教育の振興</p> <p>○後天的に高次脳機能障害になった場合、あるいはIQ75を超え、体に不自由がない場合の教育相談や、適した学校選択はどのようにしているのか教えてください。（小・中） ○同様に、過去に高次脳機能障害の子で通常の高校には認知機能の低下のため行くのが難しく、かつ肢体不自由はないという時、高等特別支援学校を選択しようとした事がある。知的障害の手帳所持が要件となり、高次脳機能障害児のIQが75以上あると、精神保健福祉手帳所持だけでは入学できないという現状があったが、現在も同じか。精神保健福祉手帳所持の場合、あるいは、手帳をとりたくない場合、どこを選択することになるのか。実際に高等特別支援学校で学べる社会的スキルなど、高次脳機能障害児に有益な教育もあるが、入学は可能か。 ○高次脳機能障害児等について実態の把握ができていない部分がある。 例えば、教育委員会と協働し、県内の小・中・高生の年間の交通事故等により、○日以上入院をした児童・生徒数（内容等は今後検討）等、県内の実態把握等を実施していくことは可能か。 埋もれてしまっていたり、何か少し変わってしまった等で、必要な段階で必要な支援等がされないまま成長することで、大きくなってから発見されるケースが散見されている。 こうした状況に対応する方策が重要であると考えている。 ○特別支援学校を含め教員等への高次脳機能障害に対する支援手法等を学ぶ機会は、現在、どのようにしているのか教えてください。 また、高次脳機能障害児についての啓発・講習等により、能力のバラツキの大きい子どもの対応、行動面での障害への対応について配慮できるようにしてほしい。</p>	<p>○平成25年の学校教育法施行令の改正に伴い、高次脳機能障害だけにとどまらず障害のある児童生徒の個々の障害の状態や本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から市町村教育委員会が就学先を決定することとなっています。 ○高等特別支援学校を含む特別支援学校の入学に際し、手帳所持は要件ではない。特別支援学校は、学校教育法施行令第22条の3に定められた程度の子どもの対象としています。高等特別支援学校については、軽度の知的障害のある生徒を対象としているため、知的障害のない高次脳機能障害児は対象となりません。 ○交通事故等により入院した児童生徒について、必要な段階で支援につなげる必要性は認識しておりますので、小中学校が配置する特別支援教育コーディネーターへの周知を図ってまいります。 ○高次脳機能障害に限らず様々な研修会の案内が各校に送付された際には、各学校で紹介され、教員が任意で参加しています。</p>
17	第5章	WG	<p>第5章 9 文化芸術活動・スポーツ等の振興</p> <p>視覚障害者の読書環境の整備</p> <p>点字の読み書きも読書をするための再生機やPCなどの機器操作も、独自に学ぶことができる視覚障害者は限られています。読書環境の整備は進めたいのですが、それと同時に読書バリアフリー法15条に定められているように、視覚障害者が読書するための点字の読み書きや録音再生機やPCやスマートフォンなどの操作スキルを身につける場が必要だと考えます。残念ながら、愛知県内には実施できる機関が限られており、移動距離等の関係も含め困難な状況もあります。また、読書環境の整備においては、対面読書や各図書館への拡大読書器の設置なども含めてご検討いただければと考えます。 （追記（例）） 【施策の方向性】 （1）○…整備を図ります。同時に、視覚障害のある人が使用できる機器等を学べる機会や場所及びその人材の確保を図ります。</p>	<p>御意見を踏まえ、「施策の方向性」に以下を追記しました。 「同時に、視覚に障害のある人等が、アクセシブルな電子書籍等を利用するため、ICTを習得できるよう支援します。」（素案P71） なお、ICT機器使用に係る人材養成については、施策分野2「情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援事業の充実」において、記載しています。</p>

NO	該当章	会議	委員・構成員意見	県回答（※）
18	第5章	WG	<p>第5章 9 文化芸術活動・スポーツ等の振興 （2）施策の方向性</p> <p>○視覚障害がある人などが、文化芸術を享受する機会を十分に得られるよう、愛知県図書館と点字図書館等が連携し、読書環境の整備を図ります。「見る」「鑑賞する」ことの新たな楽しみ方の検討や視覚障害者の美術・文化へのアクセシビリティを高める活動が全国で広がる中、本県においても音声ガイド付き（バリアフリー）映画上映、愛知県美術館で行われている「視覚に障害のある方を対象とした鑑賞会」等が継続的に行われている。そうした活動がさらにその他の文化・芸術分野（博物館、劇場、図書館など）にも広がることと、一過性のイベントではなく、もっと日常的に視覚障害者が身近に文化・芸術に触れることができるよう、環境整備や対応できる職員の育成や配置等を計画に盛り込むことについて検討していただきたい。</p>	<p>図書館等において読書環境の整備を図るにあたって、ご意見を参考とさせていただくとともに、「あいち文化芸術振興計画2022」の基本課題の一つに「高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実」を掲げており、県美術館や県陶磁美術館において、点訳や美術ガイドボランティアグループとも連携しながら、視覚障害者が美術鑑賞できるプログラムの実施等に引き続き努めてまいります。上記の内容を素案に反映しています。（素案P71）</p>
19	第5章	WG	<p>第5章 9 文化芸術活動・スポーツ等の振興</p> <p>普段はスポーツ関係の仕事に就いている中で、様々な障害を持たれた方が、スポーツになかなか携われないという御意見もいただいております。今回は、このような形で前進しているのかなと思っておりますが、ぜひ、スポーツ局とも連携していただきながら、障害を持った方が楽しく体を動かせるような、環境づくりに努めていただけたら嬉しいです。</p>	<p>素案には、障害の有無にかかわらず、すべての県民が生涯にわたり、スポーツに親しむことができるよう、障害者スポーツの普及や環境整備を図る旨、記載しています。引き続き、スポーツ局と福祉局が連携して取組を推進してまいります。（素案P71）</p>
20	第5章	第1回 施策審	<p>第5章 1 安全・安心な生活環境の整備</p> <p>【現状・課題（案）】 以下、追記をお願いしたい</p> <p>a. 地方都市部における公共交通機関のバリアフリー化が進んでいない現状。 b. 宿泊施設におけるバリアフリー対応の部屋が少ない。</p> <p>【計画期間の取組（案）】</p> <p>○民間及び公営住宅のバリアフリー化の推進（太字の部分を追記）</p> <p>a. バリアフリー法に基づく、マスタープラン作成を市町村にはたらきかける 例：住民参加型（障害当事者を含む）合同学習会開催等についてモデル事業化 b. 宿泊施設におけるバリアフリー対応部屋を全室に適用するための、ひとまち条例改正 例：2019年4月、東京都は「建築物バリアフリー条例」を改正し、車椅子使用者用以外の「一般客室」についてもバリアフリー化</p>	<p>バリアフリー化については、民間を含めた不特定多数が利用する施設において、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等に基づき県民及び市町村、事業所の理解を深めるとともに促進に努めてまいります。</p> <p>民間及び公営住宅のバリアフリー化の推進については、「公営住宅、民間賃貸住宅におけるバリアフリー改修の促進」を記載しています。また、人にやさしい街づくりの推進に関する条例については、整備基準の遵守義務の指導・助言及び規制の在り方の検討を行ってまいります。（素案P38）</p>
21	第5章	第1回 施策審	<p>第5章 1 安全・安心な生活環境の整備</p> <p>○新型コロナウイルス感染症対策事業の推進について、以下を提案</p> <p>a. コロナ禍により、外出頻度が減り、インターネットによる情報取得が必要になったことから、障害者へのwi-fi環境整備についての助成 b. 行政機関による申請について、インターネットを活用した、電子申請および電子決済の拡充 c. 感染リスク軽減の観点から、タクシー利用制度の拡充 d. 専門家（医療従事者等）による障害者宅を訪問し、ゾーニング等の感染防止相談</p>	<p>いただいた御意見は関係所属と共有し、検討を行ってまいります。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策については、感染予防対策、障害のある人が感染した場合の支援体制の整備、患者や職員等への偏見や差別の防止を素案に記載しています。（素案P46、47）</p> <p>いただいた御提案のうち、dについては、クラスター発生時の感染症専門職の派遣スキームの構築から進めてまいりたいと考えております。その他の御提案につきましては、今後の施策検討において、参考とさせていただきます。</p>
22	第5章	第1回 施策審	<p>第5章 2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</p> <p>2. 情報アクセシビリティの向上および意思疎通支援の充実</p> <p>【計画期間の取組（案）】</p> <p>a. インターネットを活用したリモート（遠隔）による、手話通訳および要約筆記者の派遣拡充</p>	<p>遠隔手話サービスについては、感染症の発生等により手話通訳者等の派遣が困難な場合の意思疎通支援体制の強化として、10月中旬から運用を開始しており、素案にその実施を記載しています。（素案P47）</p> <p>なお、派遣の拡充については当事者や意思疎通支援者の関係団体の意見を伺いながら今後、検討してまいります。</p>
23	第5章	第1回 施策審	<p>第5章 3 防災、防犯の推進</p> <p>医療的なケアが必要な障がい児者は、障がい者の中でも総数も少ないことから、市町村単位での取組はなかなか進みにくく、なおかつ、災害は広域で起こることから、医療的ケアが必要な障がい児者への防災対策は広域で行うことが望ましいと考えます。今回、防災、防犯等の推進に、医療的ケアが必要な障がい児者への広域での取組を進めるような施策を検討していただければと思います。</p>	<p>医療的ケアが必要な障害児者への広域での取組の推進については、障害者自立支援協議会の専門部会である医療的ケア児支援部会においても協議を行い、検討してまいります。</p> <p>素案には、停電時の電源確保等を含めた医療的ケア児者への防災対策の推進を記載しております。（素案P47）</p>
24	第5章	第1回 施策審	<p>第5章 3 防災、防犯の推進</p> <p>・【施策の方向性（案）】の「福祉避難所確保等に係る市町村支援」及び「言語や聴覚に障害がある人の緊急通報手段の整備」についてこの2つは現在どこ迄進んでいますか。前にも出していて動きが見えない。文を載せているだけのように感じられます。</p> <p>・【計画期間の取組（案）】「110番アプリシステム」について、もう周知しているので、Net119アプリの取組が必要では。</p>	<p>「福祉避難所確保等に係る市町村支援」については市町村会議において確保の周知依頼を行っています。令和元年10月末時点では、54市町村すべてで確保されており、県内の指定状況は平成29年度は902施設、平成30年度は966施設、令和元年度は976施設で、毎年増加傾向にあります。</p> <p>「言語や聴覚に障害がある人の緊急通報手段の整備」についてはNet119が県内の消防本部数34の内、12本部において導入されています。（令和2年1月1日現在（総務省消防庁調べ））</p> <p>素案には、Net119の利用促進を記載しています（2020年度末で県内消防本部すべてにおいて導入完了予定のため。）（素案P47）</p>
25	第5章	第1回 施策審	<p>第5章 3 防災、防犯等の推進</p> <p>障害者等に配慮した設備を有する避難所や、必要な支援・医療体制があるかどうか不安や必要性を感じているというアンケート結果から訓練や、避難所運営に障害当事者が参加できるよう行政からの働きかけが必要ではないか。</p>	<p>県と市町村が共催により毎年実施している総合防災訓練において、従来から参加いただいている（一社）愛知県聴覚障害者協会に加え、令和2年度から新たに4団体（特定非営利活動法人愛知県難聴・中途失聴者協会、特定非営利活動法人愛知盲ろう者友の会、日本ALS協会愛知県支部、愛知登録要約筆記者の会）に参加していただき、訓練実施を予定しておりました（※感染症拡大防止の観点から中止）。今後も、各団体の訓練参加を通じて避難所運営に障害を持つ方々が参加できるよう実践的な取組を引き続き進めてまいります。</p> <p>素案には、障害者が参加しやすい防災訓練の実施を記載しています。（素案P47）</p>
26	第5章	第1回 施策審	<p>第5章 3 防災、防犯等の推進</p> <p>【現状・課題（案）】</p> <p>a. みじかな避難所がバリアフリー化されておらず、使用できない。また避難所のバリアフリー状況について、統一した情報がない。</p> <p>【計画期間の取組（案）】</p> <p>a. 避難所について、障害の有無で分け隔てられることなく、だれもが避難できるようにするため、バリアフリー化について、現状を把握し、バリアフリー化を計画的に実施する。</p> <p>理由：近年、大規模災害により、避難所生活が長期にわたるケースが頻繁に起きていることから、仮設ではなく、エレベーター設置を含めた常設のバリアフリー化が必要である。</p>	<p>避難所のバリアフリー状況については、愛知県地域防災計画附属資料においてバリアフリー等に関する設備として9項目（洋式トイレ、段差がない生活空間等、スロープ、エレベーター等、手すり、障害者用トイレ、案内・誘導設備、情報掲示板、「介護室」又は「衛生的な場所」）の情報を掲載しております。また、市町村の避難所の生活環境の向上のための整備に対して「南海トラフ地震等対策事業費補助金」で支援をしております。</p> <p>素案には、市町村における避難所のバリアフリー化の推進を記載しています。（素案P47）</p>

NO	該当章	会議	委員・構成員意見	県回答(※)
27	第5章	第1回 施策審	第5章 4 権利擁護の推進および行政等における配慮の充実 【計画期間の取組(案)】 a. 愛知県障害者差別解消推進条例の見直し 理由：施行から3年以上経過していることから、附則事項に基づき、各則を設けることや民間事業者における合理的配慮を努力義務から義務規定にするなど、更なる障害者差別解消の取り組みが必要である。	今後、条例見直しの検討に当たりましては、引き続き国の動向について注視するとともに、これまでの実績を踏まえて、障害当事者及び障害者団体の皆様の御意見も十分お聴きしながら、進めてまいりたいと考えております。 <u>素案には、条例の見直しの検討を記載しています。(素案P52)</u>
28	第5章	第1回 施策審	第5章 4 権利擁護の推進および行政等における配慮の充実 【計画期間の取組(案)】 ○虐待防止、権利擁護、合理的配慮等に係る各種研修について障害当事者参画による開催(太字の部分を追記) 理由：虐待や差別を受けてきたからこそ、障害当事者の参画は重要である。障害当事者の声を中心に研修を行うことで、どういったら無くすことができるかを議論する場となる。	各種研修への障害当事者参画による開催については、大変重要であると認識しておりますので、どのような形で実現できるか御意見を賜りながら検討させていただきます。 <u>素案には、各種研修の障害当事者参画による開催の推進を記載しています。(素案P52、53)</u>
29	第5章	第1回 施策審	第5章 5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 方向性の中に医療時ケアを必要とする障害者への支援の視点を盛り込むのはどうか。地域で生活するにあたり、医ケアのできるヘルパーはとてもなく、事業所もヘルパー研修(3号)に力を入れられない現状がある。	御意見を踏まえ、 <u>素案には、医療的ケア児者に対する支援の推進として、医療的ケア児等コーディネーターの養成と活用により、社会資源の開発など、支援体制の充実を図っていく旨を記載しています。(素案P57、58)</u>
30	第5章	第1回 施策審	第5章 5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 充実・強化という方向性は良いと思うが、資料4別紙をみると、現状、県内のどこの圏域においても計画相談支援が100%を大きく超える実績となっている。今まで通りの強化策だけでは改善されないのではという思いがある。サービス利用者の増加と相談員の確保の状況が合っていない。全てを計画相談ではなく、包括的な支援も必要ではないか。	第6期障害福祉計画の国の基本指針において、各市町村又は各圏域における総合的・専門的な相談体制を実施する体制の確保が、成果目標として新たに設定されました。今後、各市町村等で計画相談以外にも対応する総合的な相談体制の確保に向けた取組が行われる予定です。県も情報提供や助言等の支援を行います。 また、社会福祉法の改正により、市町村は、制度や分野を超えた包括的な支援体制づくりに努めることとされています。県においても、制度を所管する地域福祉課と連携しながら、必要に応じて市町村の取組を支援してまいります。 <u>素案には、国の基本指針に基づき、成果目標を設定しています。(素案P110、111)</u>
31	第5章	第1回 施策審	第5章 5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 地域包括ケアシステムの構築、福祉人材の確保、ピアサポートの充実の点からも、ピアサポーター活動の延長線上のイメージとして職業としてのピアスタッフ(専門職)を、就労選択する上での選択肢の一つとして当たり前になる事が望まれる。上記を踏まえて精神病院の長期入院者の地域移行・地域定着ももちろん含めた精神保健福祉施策全般に言えることでもあるが、欧米等の先行事例をアレンジし、日本版に組み替えて行くあいちモデルのプロジェクトチーム発足の必要がある。	地域包括ケアシステムの構築を推進するため、平成29年度から当事者の立場で経験を活かして長期入院者の地域移行に向けた動機付け支援を行う「ピアサポーター」を養成する研修を開催しております。養成されたピアサポーターが精神科病院を訪問し、入院患者や病院職員に地域生活の体験談を語るプログラムを実施し、地域移行を推進しております。 精神障害当事者自ら、他の精神障害者に寄り添えるピアサポーターの力は地域移行・地域定着の推進には必要不可欠であると認識しておりますので、引き続き上記の取組を進めて参ります。 <u>素案には、地域生活への移行に向けた支援として、ピアサポーターの育成、活用を記載しています。(素案P87、88)</u> 御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。
32	第5章	第1回 施策審	第5章 7 雇用・就業、経済的自立の支援 就労や就労継続には会社や職場の障害者に対する理解が必要とアンケート結果にあるが、理解とはどのようなことなのかを整理し、企業にどのように働きかけていくのかということをあいち障害者サポートデスクでの事業に生かしていくべきではないか。	障害者雇用を進めていくうえで、企業(職場)における障害がある人への理解、障害特性への理解は必要不可欠だと考えており、障害に対する一般的な知識や配慮事項等については、「障害者雇用促進トップセミナー」や愛知労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」に協力すること等により企業に啓発をしています。 また、個別の企業から要請があれば、サポートデスクの相談員が企業を訪問し、在籍中の障害のある人等からヒアリングをして課題解決に向けて具体的なコンサルティングをしており、職場への理解という観点では、企業が実施する社内研修において出前講座の実施もしています。 <u>素案には、あいち障害者雇用総合サポートデスクにおいて、障害者の受入から職場定着に関する相談まで、障害者雇用に取り組む企業を総合的に支援する旨を記載し、いただいたご意見を踏まえ、事業を行ってまいります。(素案P98)</u> 今回の基礎調査では「障害のことを理解する」以上の設問を設けていませんが、次期基礎調査の際には「理解」の詳細な内容について設問の設定を検討してまいります。
33	第5章	第1回 施策審	第5章 8 教育の振興 【計画期間の取組(案)】 ○教育環境のハード面、ソフト面の整備(太字の部分を追記) 理由：あいちビジョン2020概要版には、「障害のある人がより身近な地域で学び」「障害のある子どもに対しては、身近な地域において、(略)教育が受けられる環境を作っていく。」という記述もある。そのため、学校施設における、エレベーター設置を含めたバリアフリー化を計画的に進める必要がある。また、教育施設における差別や虐待が起きていることも参考資料のアンケート結果から読み取れることから、学校関係者への研修も重要である。	計画記載の「教育環境の整備」につきましては、ハード面ソフト面ともに記載を検討してまいります。 なお、バリアフリー化につきましては、県立高校においては「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に沿って、車椅子を利用する生徒の在籍の有無にかかわらず、これまでも大規模改修工事や耐震改修工事に併せて、多目的トイレやスロープの設置などのバリアフリー化を進めてまいりました。 エレベーターにつきましても、条例に従い、建物の新増築の際に設置しております。 従いまして、今後も建物を建て替える際には、条例の定めに従い、エレベーターを設置することを基本としていきたいと考えております。 <u>素案には、ソフト面、ハード面の取組を記載しています。(P68)</u>
34	第5章	第1回 施策審	第5章 8 教育の振興 教育環境の整備の中に、通常学校のバリアフリー化(EV設置)の取組を盛り込んでほしい。バリアフリー化は災害対策の面でも重要では。	県立高校においては、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に沿って、車椅子を利用する生徒の在籍の有無にかかわらず、これまでも大規模改修工事や耐震改修工事に併せて、多目的トイレやスロープの設置などのバリアフリー化を進めてまいりました。 エレベーターにつきましても、条例に従い、建物の新増築の際に設置しております。 従いまして、今後も建物を建て替える際には、条例の定めに従い、エレベーターを設置することを基本としていきたいと考えております。 <u>素案には、基礎的環境整備の充実として記載しています。(素案P68、69)</u>
35	第5章	旧WG	第5章 1 安全・安心な生活環境にもコロナ対策が入っているが、2 防災・防犯等にもコロナ対策が必要だと思います。 6 保健・医療の推進【施策の方向性(案)】 医療体制の整備＝障害者の高齢化に伴う医療の必要性(癌、生活習慣病等)、コロナ感染に伴う医療の必要性	新型コロナウイルス感染症対策は骨子案では第5章1に記載しておりましたが、素案では第5章3防災・防犯等に集約して方向性を示し(障害者計画)、第7章5において具体的な対応を記載(障害福祉計画)しております。(素案P44～48、P195)
36	第5章	旧WG	第5章 2情報アクセシビリティの向上 【現状・課題】に以下の文言を追加 ○現在1,000万人以上はいると言われ、今後も超高齢社会の中増加し続けるであろう難聴者問題への取組(理由) 世界的な難聴者対策気運の高まりを受け、日本でも2019年4月に難聴対策推進議員連盟が発足した。ライフサイクルに応じた難聴者(児)支援のあるべき姿の実現を目指し、難聴対策及びそれを支える基盤作りに向けた総合的、体系的取組が必要とされているため。	ライフステージに応じた難聴者(児)支援の重要性は認識しており、情報アクセシビリティの向上のほか、意思疎通支援の充実や難聴児支援についても記載しております。なお、情報アクセシビリティの向上については、難聴(中途失聴を含む)はもちろん、視覚障害、肢体不自由、知的障害、発達障害、ALS、高次脳機能障害等、障害の特性に応じた、それぞれのコミュニケーション手段を用いて情報の発信等を行ってまいります。(素案P39～42、P57、P100～104)

NO	該当章	会議	委員・構成員意見	県回答（※）
37	第5章	旧WG	第5章 2情報アクセシビリティの向上 【計画期間の取組（案）】に下線部を追加 ○障害者情報提供施設における支援の充実ならびに関連団体の独自性の尊重 （理由） 情報提供施設として「あいち聴覚障害者センター」があるが、センターが実施している事業の実施要綱の開示やセンター運営委員会の運営内容が不透明。 関連する団体の独自性が尊重されているかどうか等を判断する第3者機関を設置し、透明性のあるセンター運営が望まれる。県が事業をセンターに丸投げし、様々な問題が看過されている現状については改善が必要と感じる。	聴覚障害者情報提供施設については、5団体で構成する運営委員会が運営を担っています。 県としては、各団体の独自性が尊重されるとともに、風通しのよい組織運営により、円滑に事業が実施されるよう、センターとヒアリングを行うなど対応してまいります。（今年度は9月28日にヒアリングを実施） なお、運営助成については引き続き行ってまいります。（素案P41）
38	第5章	旧WG	第5章 2情報アクセシビリティの向上 【計画期間の取組（案）】に下線部を追加 手話言語をはじめとする障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する啓発及び学習の機会の確保と充実 （理由） 学習の機会は確保されていても、それが「充実」していなければ実効性は薄い。中途失聴者のための社会参加推進事業として、トータルコミュニケーション教室（手話、談話学習会）の場合は、確保されているものの、1か月にわずか1回（2時間）のみでは「充実」からは程遠い、真に実効性のある施策であることが望まれる。難聴・中途失聴当事者団体が毎年度要望しているにもかかわらず実現に至っていない。	コミュニケーション手段に関する普及啓発を行うとともに、本県職員が手話や筆談のノウハウを学ぶ機会など、意思疎通支援の学習の機会の確保を図り、意思疎通支援の充実に努めてまいります。（素案P41） （トータルコミュニケーション教室の回数増については、来年度からの実施についてセンターと調整済みです。）
39	第5章	旧WG	障害福祉を考える場合、リプロダクティブヘルスの概念も取り入れていくことができると良いかと思っています。近年障害をもっていても性や生殖を自分の意思で選択し、出産する方が増えてきていますが、障害福祉と母子保健の連携が上手くとれず、制度の狭門におちていることがよくみられている印象があります。	御意見を踏まえ保健・医療の推進の現状及び施策の方向性に記載しております。（素案P59～62）
40	第5章	旧WG	情報の入手では市町村の関連の割合が少なく、行政からの情報がきちんと届いていない現状があるようです。特に防災に関連することの不安も高く、命に関わる情報の情報をどう確実に届けられる体制の整備が急務だと感じました。 また、差別を受けた場が学校であるということは重大な事態として取組む必要があります。子どもにとって居場所であり、他に自分でアクセスする手段をもたない子どもが学校で差別をうけることは将来にわたって影響を与えます。学校での対応・対策も急務なのではないでしょうか。 仕事をしていない人の割合も高い状態があるようです。個人的に学校での体験や支援が、より適切なものができれば就業につながるケースも多いように思います。企業への啓発とともに学校に対して不満と答えた20%を減らすことは必須のように思いますし、行政が関与して可能なことのように思います。	情報の入手については、アクセシビリティの向上を目指し、障害の特性に応じたコミュニケーション手段やICTの活用機会の拡大を図ります。（P40） また、学校における取組については障害を理由とする差別の解消の推進に「学校における障害のある生徒との実習等とおした交流及び共同学習の推進」を位置付け、しっかりと取り組んでまいります。（素案P52）
41	第6章	WG	第6章 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 地域生活移行者の目標値について、第5期計画中の退所者等の状況において、64歳以下は、家族と同居が16名と割合を占めています。その方が自立して生活できる形なのか、一人では難しく、親御さんやご兄弟なりにある意味で負担がかかる形なのかによって、地域移行の支援の意味合いが変わってくると思います。ご家族がどういふご家族かわかるよう、今後検討していただけるとよいと思います。	今回の調査では、内訳が分かりませんが、次回調査の時は確認させていただきます。
42	第6章	WG	第6章 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 平成30年3月 第5期愛知県障害福祉計画の43ページに ○地域定着のための支援 地域生活へ移行した精神障害のある人ができる限り再入院することなく地域生活を継続していくためには、診療を受ける必要があるにもかかわらず中断している者や長期入院後退院して病状が不安定の者に対して、精神障害者アウトリーチ（訪問支援）など適切な支援を行うことが重要となります。 と記述されています、第5期愛知県障害福祉計画の成果が見えていないにもかかわらず、 2021年3月 あいち障害者福祉プラン【素案】88ページ ウ 地域生活支援 措置入院者の「措置入院者退院促進後援事業」を行うことが表記されていますが、精神障害者アウトリーチ（訪問支援）については、なにも表記されていない、第6期愛知県障害福祉計画にも引き続きアウトリーチ事業を推進することを希望します。	御意見を踏まえ、保健所の訪問支援の取組について以下のとおり追記しました。 「また、必要な方に対しては、医療機関と連携して、保健所による訪問支援などの適切な支援を行ってまいります。」（素案P88）
43	第6章	WG	第6章 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ピアサポーターを育成し、ピアサポートの活用による地域移行支援を推進していくとありますが、これを89ページのイメージ図の中に盛り込むことはできないかと思いました。国でも報酬改定が進んでいますが、このピアサポートの効果について評価しようという動きもあるそうなので、イメージ図の中に盛り込みたいということで、お願いします。	御意見を踏まえ、イメージ図に盛り込みました。（素案P89）
44	第6章	WG	第6章 6 相談支援体制の充実・強化等 概要版P.2「高次脳機能障害の支援拠点機関を中心とした支援の充実及び障害者基幹相談支援センターの対応力の向上」 概要版P.3「相談支援体制の充実・強化等」 素案P.60「高次脳機能障害のある人への支援については…市町村が設置する基幹相談支援センターへ相談機能を分散化」 高次脳機能障害支援拠点機関を中心とする支援のネットワーク化において、各市町に基幹相談支援センターが整備され、相談機能が分散化することは不可欠であり、名古屋市総合リハビリテーションセンターとしても県内の基幹センターを対象とした研修会を開催するなど注力しているところである。一方で、このような県レベルの研修機会を契機に、高次脳機能障害支援の経験等が①各基幹センター間で共有されたり、②市町単位の事例検討等の取り組みにつながってこそ、実際の支援力の向上が図られると言える。またこれは、他の障害種別についても同様である。 よって、①については、県内の基幹センター設置率も6割を超えていることも踏まえ、基幹センター間のつながりを強化させるような取り組みが求められると考える（県自立支援協議会を活用した基幹センター連絡会の創設など）。 ②については、相談支援従事者の法定研修もカリキュラム改訂がなされ、初心者・現任研修ともに地域の基幹センター等への実習が課せられ、研修を通じた相談支援体制の構築・強化が図られていることから、県としても一層の推進をお願いしたい。	基幹相談支援センター間のつながりを強化する取組については、今後、検討してまいります。
45	第6章	第1回 施策審	第6章 5 障害児支援の提供体制の整備等 国の基本指針の中の（3）に『難聴児支援の中核的…』と記載しておりますが、愛知県としてどう考えていますか。	国の基本指針には難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築として「聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、令和5(2023)年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。」との記載があります。 素案には、国の基本指針に即して、県での基本目標を設定しています。（素案P104、105）

NO	該当章	会議	委員・構成員意見	県回答（※）
46	第6章	旧WG	<p>第6章 2精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <p>私どもが平成9年に設立した小規模作業所は、現在就労継続支援B型となり、精神障害者を多く迎える福祉事業所として運営しております。同様な事業者が増え、通所者にとっては、多様な福祉事業者を選択できる時代となりました。通常精神障害者は、統合失調症が発症し入院より退院となり、病院のデイケアを利用し、その後、就労継続支援B型、就労継続支援A型、就労支援事業所をへて、自立、就業の道に進むのを祈って事業活動を行ってまいりました。</p> <p>しかしながら、事業を運営していく中で、採算を重視するあまり一人でも多くの通所者を迎えること、抱え込みを考えることあり、そのことが、精神障害者が地域移行、地域定着をする阻害要因となっております。各福祉事業者が連携をもって、それぞれの役割を果たし、本当に利用者の利益を優先する仕組みを構築する方策を考えることが必要であると思っております。</p> <p>現状は、利用者にとどのようなステップで退院から自立、就労等の目標達成ができるか、よくわからないのではないのでしょうか。福祉サービスの方策をこの問題に焦点をあてて、各事業者が連携、と強みを生かして事業活動ができるようになればと思っております。</p>	<p>障害福祉サービス事業所において適切な支援が行われるよう、事業所のサービス管理責任者に対し、ご本人主体の個別支援計画の作成や支援についての研修を実施しております。また、ご本人に寄り添った支援を行うためには、相談支援専門員の役割も重要であり、相談支援専門員向けに権利擁護等の研修を実施しております。事業所で適切な支援が行われるよう、引き続き支援者の資質の向上に努めてまいります。</p> <p>特に、退院や退院後の生活について御本人に理解していただくためには、当事者であるピアサポーターの役割が大きいかと考えます。県では、ピアサポーターによる体験談を語るプログラムを実施しています。この事業では、入院中の方にピアサポーター自身の退院時の経験や退院後の生活についてお話していただき、どのようなステップを経て退院となるか知っていただく機会としています。</p> <p>今後はいただいた意見を参考にしながら、退院後の地域生活を継続するという視点も含めて事業の実施を検討してまいりたいと考えております。（素案P86～88）</p>
47	第7章	WG	<p>第7章 1 障害福祉サービス等の見込量と確保策</p> <p>(1) 訪問系サービス</p> <p>①第5期障害福祉計画までの評価</p> <p>訪問系サービスの中で同行援護のみコメントがありません。</p> <p>次頁に対策は書いてあり、県内でも事業所がない市町村があると思うのですが、現状の評価を実施し記載をお願いします。</p>	<p>御指摘を踏まえ、同行援護の状況について記載します。（素案P115）</p>
48	第7章	WG	<p>第7章 5 新型コロナウイルス感染症への対応</p> <p>B型事業所の理事をやっており、コロナの対策については色々対策を打ってきたのですが、コロナ対策会議というものを月に1度ずつやってきました。その中で、理事長と中間管理職も交えて、話し合いを行ったのですが、様々な新型コロナウイルス対策ということで3密や県の指導の内容について、確実に実施できるような話し合いや方策、仕組みといったものを事業所内で作り上げて、対策を打って乗り越えてきたと自負しているのですが、そういった事業所の中で感染症の予防対策の会議などが必ず実施されるような支援や義務化、勧告などをしてもらえれば、病を持っている人や、免疫の弱い障害者に対して有効な対策になるかと思っております。</p> <p>例えば、マスクをつけるということがグループホームでは徹底していますが、作業所、B型事業所ではできていないということがある場合は会議等を行い、決められたことが守られるように、そして生活習慣として定着できるよう、話し合いを行えば感染予防の推進ができるかと思っております。</p>	<p>国の基本方針には、新型コロナウイルス感染症の対応について具体的な記載はありませんが、素案には本県の対応を記載しています。御意見を踏まえ、事業所等の感染防止策について記載しており、今後、来年3月の計画策定に向けて、随時時点修正してまいります。（素案P195）</p>
49	第7章	WG	<p>第7章 5 新型コロナウイルス感染症への対応</p> <p>障害のある本人が感染した場合、1人で隔離や入院ということも難しく、逆に、自分が感染した場合に、自分だけ隔離すると、今度は支援を誰にお任せしたらいいのかというところを不安に思ってみえる方が多いです。そのため、仕事と買い物と自宅としか行動しないと心がけている親御さんがとても多いということをよく聞きます。こういうご意見がありますということです。</p>	<p>素案には記載がありませんが、御意見を踏まえ、計画に反映できるよう検討してまいります。</p>
50	第7章	旧WG	<p>コロナウイルス感染拡大をきっかけに、人との接触をさける新しい生活様式が勧められていますが、継続した福祉サービスなど、受けにくくなってしまわないよう考えてほしいです。</p>	<p>継続したサービスが実施できるように障害福祉サービス施設・事業所等における感染予防・感染拡大防止対策への支援を行います。（素案P47, 48, P195）</p>
51	全般	WG	<p>(障害福祉サービスと介護保険サービスの連携について)</p> <p>資料全般にわたり「介護保険制度との連携」に関する記載が見当たりませんでしたので盛り込まれると良いと思えました。特に、精神障害者や身体障害者は加齢に伴い介護保険制度への移行を検討するタイミングがあるはずで、第六期千葉県障害者計画には、「障害のある人の相談支援体制の充実（地域における相談支援体制の充実）p82」において下記内容が盛り込まれています。</p> <p>①介護支援専門員を対象とする障害福祉サービスに関する研修の実施</p> <p>②市町村における地域包括支援センターと相談支援事業所との併設や連携など</p> <p>障害と介護との連携、引き継ぎ、包括的な相談支援体制の構築を考える中で、今回、記載をお願いします。</p>	<p>御意見を踏まえ、介護保険分野との連携について、施策分野5「自立した生活の支援・意思決定支援の推進」の「現状と課題」に追記しました。（素案P55）</p> <p>また、第6章6「相談支援体制の充実・強化等」に「障害のある人の高齢化等への対応」を記載し、「介護支援専門員の法定研修において、国の研修ガイドラインに従って障害福祉サービス等各関係制度との連携について講義・演習を実施しているところであり、今後も当該知識を習得させることに努めます。」を追記しました。（素案P111）</p>
52	全般	WG	<p>(提案)【全体的なプラン作成について】(市民が親しみやすい障害者福祉プラン作成のための工夫)</p> <p>市民のための障害者計画、障害者福祉プランである以上、市民の方が興味・関心を持ち、多くの方に読んで頂くための工夫が必要だと思います。</p> <p>例えば、第6次千葉県障害者計画には、「はじめに」で千葉県知事が顔写真付きで挨拶をし、各章の終わりには、障害者週間ポスターの県知事受賞作品が掲載されています。</p> <p>愛知県では、障害者芸術文化活動普及支援事業、アール・ブリュット、オリ・バラ等々様々な取組や啓発事業等を実施しています。各章の間に、各章に関連する、良い取組や受賞作品等を1～2pで盛り込み、関係者も市民も親しみやすいものとしたり、プラン自体を啓発媒体と考え、知的の方々にもわかりやすいふりがな版などについては、そうした章末の内容を、そのまま、学校の授業でも扱いやすいような内容にし、音楽・美術・福祉等の授業で使える、副読本の要素を盛り込む(ユーチューブやHP、QRコードも載せる等)工夫を盛り込むことを提案します。</p> <p>受賞された本人、家族は確実にこの福祉プランを手に取り、市民等にも親しみやすく、学校では授業で使用できる、作られたプランから、さまざまな副産物として有効活用できると考えます。</p>	<p>御意見を踏まえ、来年3月の公表時に対応させていただきます。</p> <p>なお、「はじめに」の知事挨拶は、これまでも公表時に掲載しています。</p> <p>また、本県の特徴的な取組である「あいちアール・ブリュット」については、図表54に掲載しています。製本時にはアールブリュットで展示された作品を表紙等に活用することも検討し、親しみやすいプランの作成に努めてまいります。</p>
53	全般	WG	<p>資料を読んで気になったことは、障害者手帳所持者の65歳以上の割合が73パーセント、また、2040年の本県高齢化率31.9パーセントとなり障害者の高齢化も進むことです。障害のある人の活躍の場も広がると思いますが、個人差はかなり広がると思います。</p> <p>高齢者の介護は安全な場所ですじとしてもらうだけの管理状態ではなく、傾聴など心のかような生活ができるように検討してほしいです。</p>	<p>障害のある方の高齢化・重度化は、次期計画における重要な課題のひとつと位置付けており、しっかりと取り組んでまいります。</p>
54	全般	第1回 施策審	<p>障害があるかないかという考え方は今はあまりされおらず特性(疾患)を持った人が生活をしていくうえで生涯やっていけるようにどう環境を整えていくのかということが求められているかと思っております。策定の過程の中で多様な意見を集約させ現実的な施策につながって行けばと思っております。</p>	<p>御意見を踏まえ、「2040年を展望した愛知県の障害福祉の目指すべき姿」に「障害のある人、ない人と分けるのではなく、一人一人の特性と捉える」という視点を記載しています。（素案P34）</p>

NO	該当章	会議	委員・構成員意見	県回答（※）
55	全般	旧WG	情報についてですが、点訳や音訳は、今もボランティアが中心になっています。今回コロナでボランティアさんの活動ができなくなり、いつも届いていた情報がストップしてしまったものもあります。さらに、子育てが終わっても働く人がふえ、ボランティアを希望する人が減っています。今後は、公的に制度化することを考えてほしいです。	点訳・音訳奉仕員の養成は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業のうち、都道府県任意事業に位置付けられています。 今後も引き続き奉仕員の養成に取り組んでまいります。（素案P41）
56	全般	旧WG	多くのことで、オンラインなどが進んでいますが、高齢な人など、使いこなせない人もたくさんいますので、最新な手段ばかりではない方法も取り入れてほしいです。	オンラインでの普及啓発だけでなく、リーフレットの配付など、オンラインの利用ができない人に向けた普及啓発にも努めてまいります。（素案P41）
57	全般	旧WG	これまでは、愛知県障害者計画が愛知県の障害者施策の基本だと理解していました。障害福祉計画は自立支援法の福祉サービスの提供体制を確保するものとして理解していましたが、改定年が重なり今後は障害福祉計画を基本にすることになっています。また、愛知県福祉ビジョンも加わると一体化することは良いと思いますが、複雑になり、中期的に？3年ごと？になると一般県民、障害者当事者・家族にわかりやすく現実に使いやすい説明が必要だと思います。	次期計画の章立てについては障害福祉計画を元に作成しておりますが、障害者計画が県の障害者施策の基本であり、障害福祉計画が障害福祉サービスの提供体制を定めるという点は変わりありません。 また、障害のある方はもちろん一般県民にもわかりやすい説明を意識して作成してまいります。

※ 下線部分は、第1回愛知県障害者施策審議会の意見とりまとめ時の回答からの追加記載であり、素案への反映内容を示しています。